

第二期鹿児島市 子ども・子育て支援事業計画(素案)

< 概要版 >

素案の主な内容を示したものです。
(詳細は素案をご覧ください)

鹿児島市ホームページ

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/〇〇〇〇〇〇>

※郵送をご希望される方は、下記までご連絡願います。

鹿児島市役所 こども政策課 099-216-1514

目次

I 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象・期間	1
II 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	
1 人口の推移	2
2 人口ピラミッド	2
3 出生数及び合計特殊出生率	3
4 女性の就業率	3
III 計画の基本的考え方	
1 基本理念	4
2 基本的視点	4
IV 施策の展開	
1 施策の体系	6
2 施策の概要	8
(1) 幼児教育・保育の充実	8
(2) 地域における子育て支援	9
(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	10
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	16
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	18
(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進	19
(7) 子どもの安全の確保	20
(8) 児童虐待対策の推進	21
(9) ひとり親家庭の自立支援等の推進	22
(10) 障害のある子どもへの支援	23
(11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進	24
(12) 子育てに対する経済的支援	25
V 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
1 提供区域	26
2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	27
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	28
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	29
VI 計画の推進にあたって	30

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに子どもを生み育てることに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

国においては、子どもを生み育てやすい環境を整備するために、平成 24 年制定の「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度を実施し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図っています。

本市においても、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、平成 27 年 3 月に「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（第一期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

このような中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18 歳未満の者をいいます。

(子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に掲げる子ども)

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

(4) 計画期間

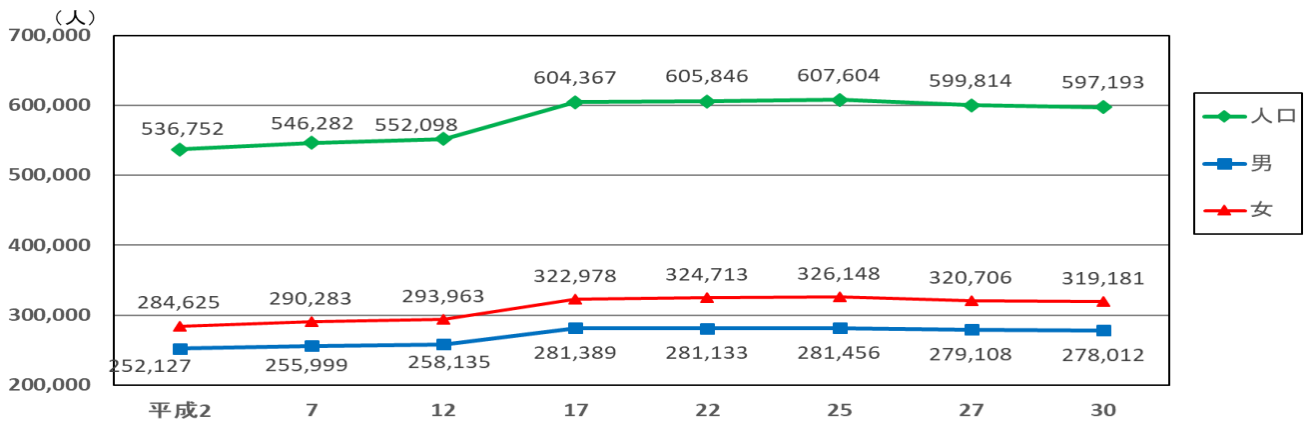
この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画とします。

II 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の推移

平成 30 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は 597,193 人です。平成 27 年の国勢調査の結果によると、本市の人口は 599,814 人で、人口規模では全国で 23 番目、中核市で 2 番目の都市になっています。

本市の人口の推移をみると、平成 25 年の 607,604 人をピークに、人口が減少しており、平成 27 年以降は、60 万人を下回っています。

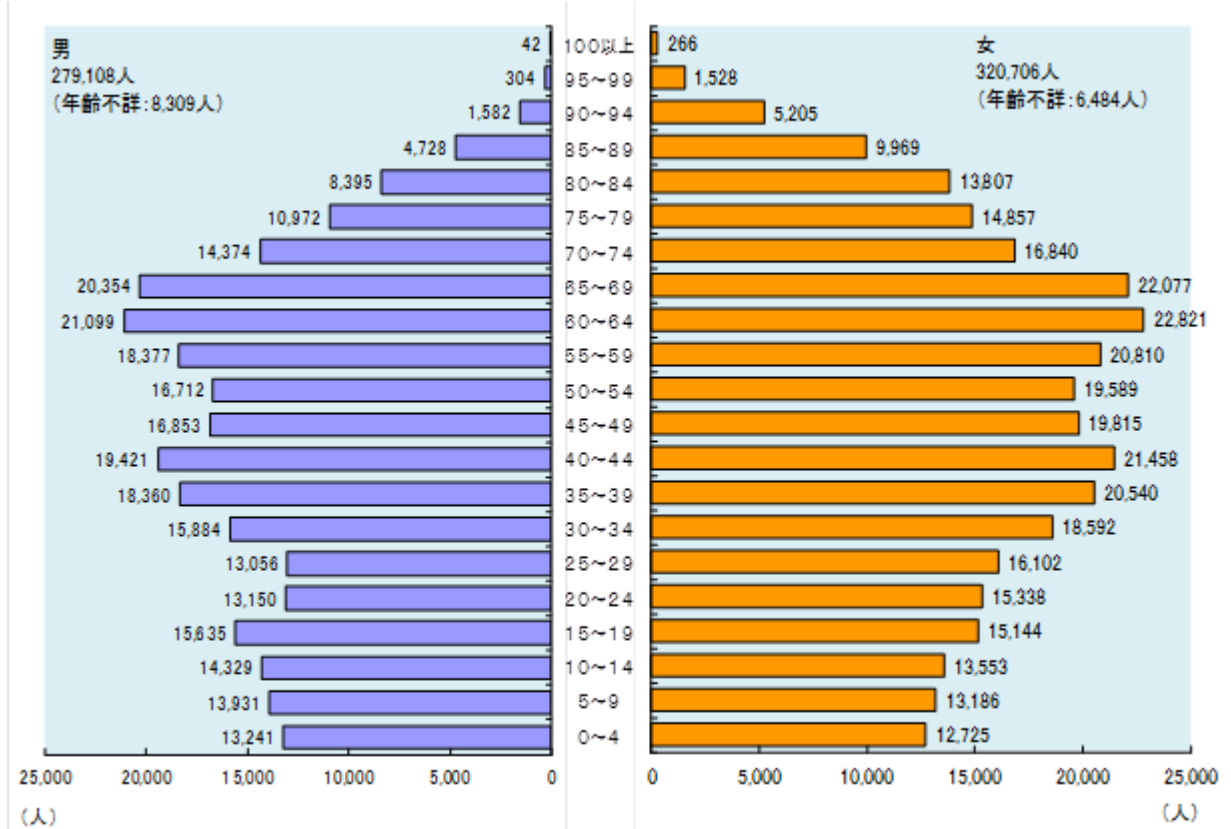


資料：国勢調査、市推計人口（各年 10 月 1 日現在）

2 人口ピラミッド

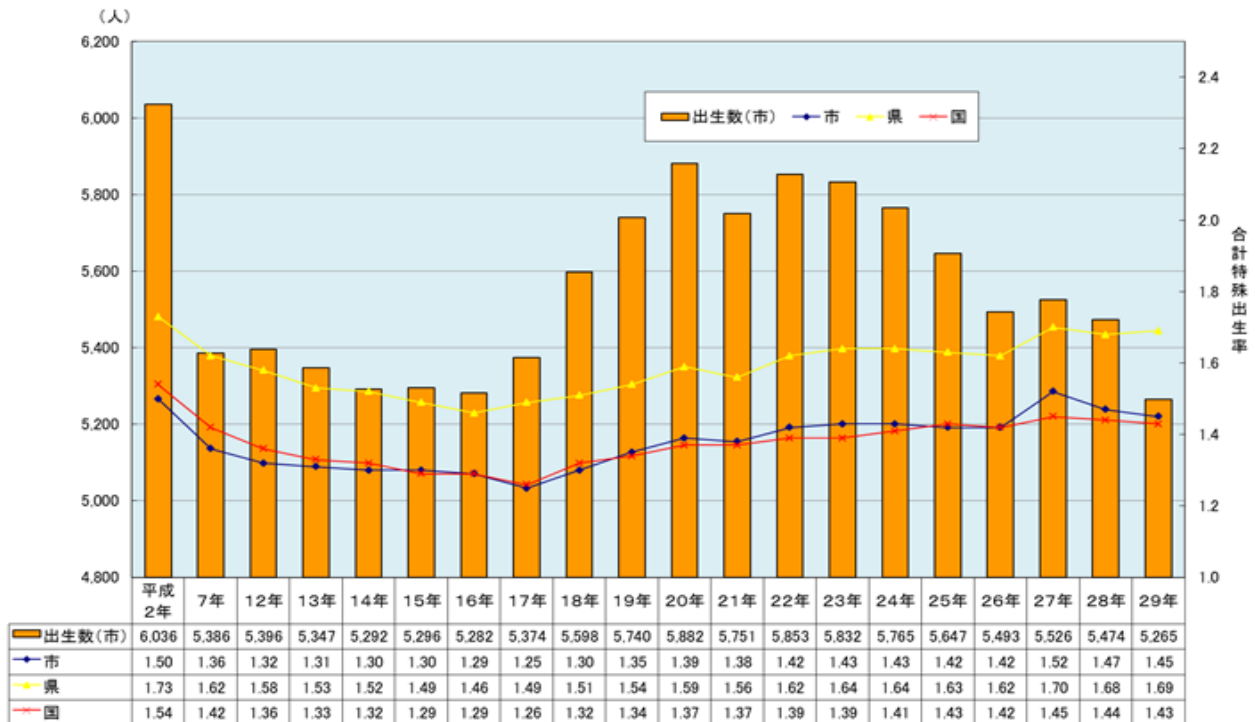
昭和 20 年代前半と昭和 40 年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては 2 つのピークを形成しており、本市の人口ピラミッドの形態は、2 段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。

また、19 歳以下の人口は階級ごとに減少しており、将来、親となる世代の全体数が減少していくことから、一層の少子化が懸念されます。



3 出生数及び合計特殊出生率

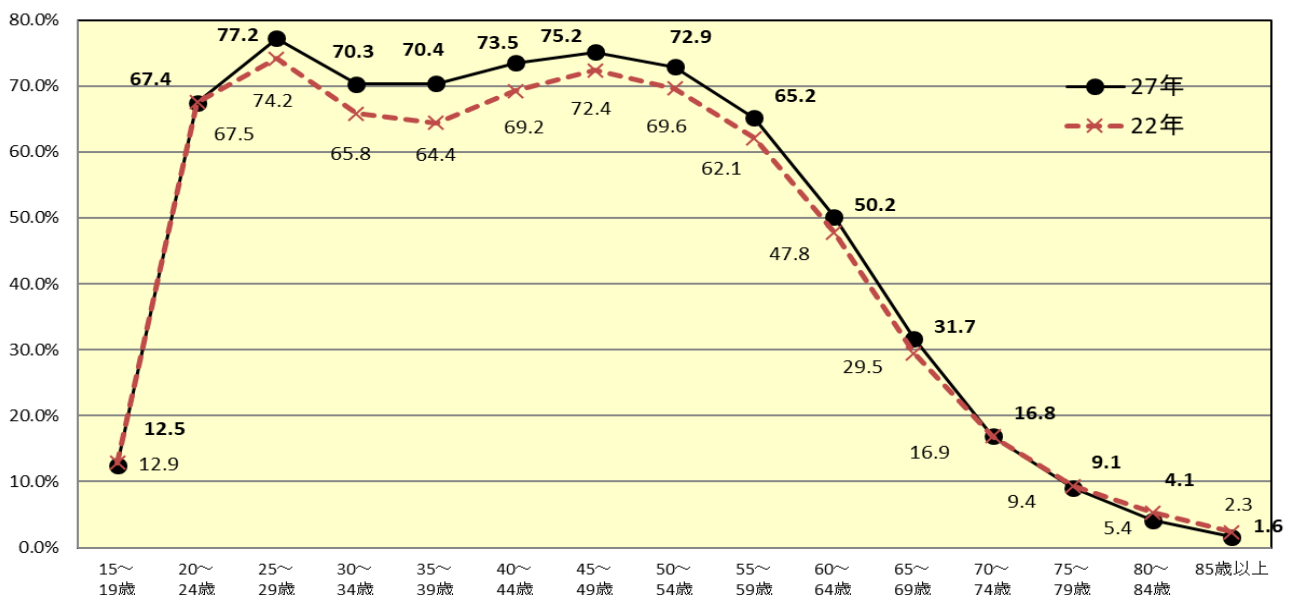
本市の出生数は、平成 17 年の 5,374 人が平成 29 年には 5,265 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 29 年には 1.45 と、近年微増傾向にあります。国の状況と同様に低い水準であり、少子化が進行している状況です。



資料：かごしま市の保健と福祉

4 女性の就業率

女性の就業率は、平成 22 年と平成 27 年国勢調査ともに、25～29 歳、及び 45～49 歳をピークとするM字型を示していますが、35～39 歳の就業率が 6.0 ポイント増加しているほか、ほとんどの年代で増加しており、全体的に底上げされていると思われます。



資料：国勢調査

Ⅲ 計画の基本的考え方

1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) **社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり**
- (2) **子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり**
- (3) **子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり**

2 基本的視点

この計画は、次の8項目を基本的視点として策定します。

(1) **子どもの最善の利益を尊重する**

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

(2) **子どもの育ちを支援する**

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

(3) **利用者の立場に立つ**

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、待機児童解消のための取組、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、など、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

(4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる

利用者が安心安全なサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

(8) 配慮が必要な子どもと家庭を支える

すべての家庭が安心して子育てでき、すべての子どもたちが安心して明るく健やかに成長できる環境づくりを進めるため、障害のある子どもや虐待・貧困等の課題を抱える子育て家庭など、配慮が必要な子どもや家庭の支援の充実を図ります。

IV 施策の展開

1 施策の体系

(1) 幼児教育・保育の充実

- ① 幼児教育・保育の提供のための基盤整備等
- ② 多様な保育サービス等の提供
- ③ 質の高い幼児教育・保育の確保
- ④ 幼児教育・保育に係る保護者負担の軽減

(2) 地域における子育て支援

- ① 地域における子育て支援サービスの推進
- ② 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援
- ③ 子どもの健全育成
- ④ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携
- ⑤ 民生委員・児童委員との協働
- ⑥ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発
- ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 小児保健医療の推進
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進
- ⑧ 不妊や不育症に悩む方に対する支援の充実
- ⑨ 指標及び目標一覧

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保
- ③ 安全な道路交通環境の整備
- ④ 安心して外出できる環境の整備
- ⑤ 犯罪等の被害から守るための環境整備

(6) 職業生活と家庭生活との
両立の推進

- ① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供
- ② 保育サービス等の提供のための基盤整備

(7) 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもへの支援
- ④ 子どもの安心安全な生活を確保するための活動の推進

(8) 児童虐待対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 育児不安を抱える家庭への支援
- ③ 関係機関等との連携
- ④ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報
- ⑤ 児童虐待対応の体制強化

(9) ひとり親家庭の自立支援等
の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 子育てや生活に関する支援
- ③ 就業に関する支援
- ④ 養育費の確保
- ⑤ 経済的な支援

(10) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

(11) 配偶者等からの暴力に
対する対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 緊急一時保護の実施及び自立への支援
- ③ 若年者へのDV予防教育の実施

(12) 子育てに対する経済的支援

- ① 各種手当の支給
- ② 子どもやひとり親の医療費助成
- ③ 保育料等の軽減
- ④ 学校教育における助成

2 施策の概要

(1) 幼児教育・保育の充実

保育所等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等多様な保育サービスを提供することで、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応します。また、保育士・保育所支援センターを運営するとともに、関係機関と連携した意見交換会等の実施を通じ、保育士等を確保し、保育需要の増加に対応します。

① 幼児教育・保育の提供のための基盤整備等

待機児童を解消するため、認可保育所等の整備を行い、保育士等確保対策として保育士・保育所支援センターの運営や関係機関との連携を図ります。

また、児童が安全に保育を受けられる環境の整備に努めます。

② 多様な保育サービス等の提供

保育所、幼稚園等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等を実施することで多様な保育サービスを推進します。

また、保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じることで保育サービスの情報提供を行います。

③ 質の高い幼児教育・保育の確保

保育園協会、私立幼稚園協会への研修費、運営費等の補助を実施するとともに、私立保育所、私立幼稚園等に対しても助成を行うなど、質の高い保育内容の確保に努めます。

④ 幼児教育・保育に係る保護者負担の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

(2) 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育てに関する相談や情報提供を充実させるとともに、放課後等における子どもの健全育成など、地域における様々な子育て支援サービスを推進します。また、町内会や子育てサークルをはじめとする市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

① 地域における子育て支援サービスの推進

すべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

② 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

③ 子どもの健全育成

核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している中、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進することで子どもの健全育成を図ります。

④ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

⑤ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

⑥ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

子育てサークルの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来の良好な親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、流産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関間の有機的な連携体制の強化により、切れ目ない支援の提供に努めます。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自ら分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を踏まえ、適切な情報提供をするなど、母親の視点に立って満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・出産・育児にかかわる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で安心なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取組の推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

エ 産後の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るため、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と図りながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など産後の心のケアに努めます。

また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

親子の愛着形成が図られ、子育てしやすい育児環境を確保するとともに、未熟児など配慮の必要な子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(ア) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるようにきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施

親同士の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（きょうだい児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り支えていく地域づくりに努めます。

(ア) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

(ウ) 母子保健にかかわる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等への研修会を開催します。

エ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる親が、育児に余裕と自信を持ち親としての役割を發揮できるよう、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会を目指した支援に努めます。

(7) 相談支援

育てにくさを感じる親が、「気づき」の段階から相談できるよう相談支援体制の充実に努めます。

(イ) 同じ課題を持つ親への支援

育児に対する不安などを強く感じている保護者への相談会等を開催します。

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

(エ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診等を通じて把握し、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、支援が必要な子どもに対して、より専門的な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(7) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

(イ) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

⑤ 食育の推進

「第三次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(7) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

(イ) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

家庭や地域が一体となってSIDS予防のための取組を推進します。

ウ 予防接種推進への取組

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

エ 不慮の事故防止対策への取組

子どもの不慮の事故防止のための啓発に努めます。

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病の医療費を給付します。

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組みます。

⑧ 不妊や不育症に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療、不育症治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて、不妊治療・不育症に関する相談の推進を図ります。

⑨ 指標及び目標一覧

NO	指 標	平成 30 年度	令和 6 年 度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.2%	0.0%
2	妊娠・出産について満足している親の割合	86.8%	88.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	62.3%	64.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.7% (※2)	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.3%	96.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合	85.4%	90.0%
7	十代の人口妊娠中絶率(※1)	9.4	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	81.7%	85.0%

※1 分母に 15～19 歳の女子人口、分子に 15 歳未満を含めた「人口妊娠中絶件数」を用いて計算
(女子人口千対)

※2 令和元年度実績

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園を含みます。

① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、意識啓発に努めます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実に努めます。

イ 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者

や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

エ 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

③ 家庭や地域の教育力の向上

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場として捉え、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や安心な住まいづくり、子どもの遊びの場の確保など、住みよい環境づくりに努めます。また、安心して子どもと外出ができるように、道路や公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための整備を支援します。

① 良質な住宅の確保

建替等にあたっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

② 良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、安心な住まいづくりや、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり、子どもの遊び場の確保など住みよい環境づくりに努めるとともに、地域活動の活性化を図ります。

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

④ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人々が安心して外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、公共施設等における多目的トイレや授乳室等の整備促進に努めます。

⑤ 犯罪等の被害から守るための環境の整備

犯罪を未然に防止するため、町内会等が行う防犯灯や街頭防犯カメラの整備を支援し、犯罪のない明るく住み良いまちづくりに努めます。

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、セーフコミュニティに取り組み、子どもたちが安心安全に暮らせるまちづくりを推進します。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育の充実を図るほか、いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めるとともに、保護者に対して、チャイルドシートの着用効果及び着用方法についての正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

また、自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

イ 登校・登園時等の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保に努めます。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

③ 被害に遭った子どもへの支援

いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

④ 子どもの安心安全な生活を確保するための活動の推進

安心安全まちづくり条例に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して、より積極的に安全性向上のための取組を進めるとともに、セーフコミュニティの取組の評価・検証を行いながら、継続して事故やけがの予防に取り組むなど、子どもの安心安全な生活を確保するための活動を推進します。

(8) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、児童相談所の設置検討を進め、児童虐待対策の体制強化を図ります。

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

② 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

③ 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園・認定こども園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

④ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

⑤ 児童虐待対応の体制強化

児童相談所の設置検討など、児童虐待対応の体制強化の取組を進めます。

(9) ひとり親家庭の自立支援等の推進

ひとり親家庭の自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

(10) 障害のある子どもへの支援

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障害のある子どもたちと保護者に対する、切れ目ない、きめ細かい支援により、障害のある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

② 障害のある乳幼児への保育の推進

障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園等において、障害児保育を推進します。

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもが適正な支援を受けられるように、保健、医療、福祉などの分野の支援機関の連携を促進します。

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

(11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

DVや、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための啓発に努めるとともに、相談窓口について広報・周知を図ります。

また、関係機関と密接に連携して、被害者やその子どもが心身を回復し、生活を再建できるよう支援する体制を整えます。

① きめ細やかな相談の実施

DVや、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。

(12) 子育てに対する経済的支援

各種手当の支給や医療費の助成、保育料の軽減等を図り、子育て家庭に対する経済的支援や、ひとり親家庭の自立に向けた日常生活支援に努めます。

① 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

② 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

③ 保育料等の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

④ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

V 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国及び県等と連携し、幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられていることから、次のとおり「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を定めます。

■ 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	14 区域
■ 地域子ども・子育て支援事業	
<input type="checkbox"/> 延長保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業	小学校区域
<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 育児支援家庭訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査・健康相談事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 利用者支援事業（基本、特定、母子保健型）	市内全域

2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していきます。

(全市域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	5,938	1,637	7,983	705	5,232	5,778	1,583	8,030	699	5,334	5,581	1,524	8,032	695	5,441
	7,575					7,361					7,105				
②確保方策	8,251	1,544	7,303	2,087	4,710	8,304	1,491	7,543	2,167	4,870	8,361	1,434	7,543	2,167	4,870
	9,795					9,795					9,795				
②-①	2,220		▲ 680	1,382	▲ 522	2,434		▲ 487	1,468	▲ 464	2,690		▲ 489	1,472	▲ 571
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	5,581	1,524	8,032	695	5,441	5,581	1,524	8,032	695	5,441	7,625	7,747	696	5,181	
	7,105					7,105					7,105				
②確保方策	8,361	1,434	7,543	2,167	4,870	8,361	1,434	7,543	2,167	4,870	9,809	7,182	2,033	4,600	
	9,795					9,795					9,795				
②-①	2,690		▲ 489	1,472	▲ 571	2,690		▲ 489	1,472	▲ 571	2,184		▲ 565	1,337	▲ 581
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただき、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、次のとおり量を見込み、提供体制を確保していきます。

No.	事業名		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績	
1	延長保育事業	①量の見込み	8,616人	8,705人	8,770人	8,770人	8,770人	7,991人	
		② 確保方策	8,616人	8,705人	8,770人	8,770人	8,770人		
		②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
2	放課後児童健全育成事業	①量の見込み	7,937人	8,336人	8,718人	9,123人	9,425人	※7,666人	
		② 確保方策	7,828人	8,336人	8,718人	9,123人	9,425人		
		②-①	▲109人	0人	0人	0人	0人		
3	子育て短期支援事業	ショート ステイ	①量の見込み	491人日	488人日	484人日	481人日	478人日	516人日
			② 確保方策	491人日	488人日	484人日	481人日	478人日	
			②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	トワイ ライト	①量の見込み	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日	3人日	
		② 確保方策	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日		
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
4	乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	5,027人	4,949人	4,880人	4,814人	4,751人	5,310人	
		② 確保方策	5,027人	4,949人	4,880人	4,814人	4,751人		
		②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
5	育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	380人	374人	369人	364人	359人	409人	
		② 確保方策	380人	374人	369人	364人	359人		
		②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
6	地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	355,403人日	350,084人日	344,814人日	337,631人日	333,546人日	360,409人日	
		② 確保方策	355,403人日	350,084人日	344,814人日	337,631人日	333,546人日		
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
7	一時預かり事業 (幼稚園型)	①量の見込み	355,723人日	345,051人日	334,699人日	334,699人日	334,699人日	366,725人日	
		② 確保方策	355,723人日	345,051人日	334,699人日	334,699人日	334,699人日		
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
8	一時預かり事業 (幼稚型以外)	①量の見込み	78,680人日	80,993人日	83,326人日	85,679人日	88,050人日	76,388人日	
		② 確保方策	78,680人日	80,993人日	83,326人日	85,679人日	88,050人日		
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
9	病児・病後児保育事業	①量の見込み	9,322人日	9,322人日	9,322人日	9,322人日	9,322人日	8,474人日	
		② 確保方策	9,446人日	9,446人日	9,446人日	9,446人日	9,446人日		
		②-①	124人日	124人日	124人日	124人日	124人日		
10	ファミリー・サポート・ センター事業	①量の見込み	5,142人日	5,262人日	5,380人日	5,520人日	5,651人日	4,882人日	
		② 確保方策	5,142人日	5,262人日	5,380人日	5,520人日	5,651人日		
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
11	妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	61,033回	58,717回	56,487回	54,344回	52,274回	64,159回	
		② 確保方策	61,033回	58,717回	56,487回	54,344回	52,274回		
		②-①	0回	0回	0回	0回	0回		
12	利用者支援に関する事業 (利用者支援基本型分)	①量の見込み	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所	3か所	
		② 確保方策	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所		
		②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		
13	保育コーディネーター配置事業 (利用者支援事業特定型分)	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
		② 確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所		
		②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		
14	利用者支援に関する事業 (利用者支援事業母子保健型分)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		② 確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所		
		②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		

※放課後児童健全育成事業の(参考)は、令和元年度(5月1日現在)の実績

※単位「人日」は、年間延べ利用人数

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、確保方策が不足する地域にあっては、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することにより、低年齢児の待機児童対策として有効であると考えていることから、需要と供給のバランスを考慮しつつ、移行を進めます。

なお、幼稚園型認定こども園については、既存の幼稚園において、教育時間終了後に預かり保育を利用する子どもの保育需要に対応できることから、移行を希望する幼稚園が基準を満たす場合、認定することとします。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、幼・保・小連絡会等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

IV 計画の推進にあたって

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

以下は、各主体における取組の基本的方向を示したものです。

(1) 行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育所や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、庁内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合などは、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会とのかかわりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、町内会や市民団体、企業などさまざまな主体が活動する中で、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。